

忘れないで！

こんなときには届け出を

会社を退職したなど年金種別が変更になるときや、保険料の免除には届け出が必要になります。

うっかり忘れてしまうと保険料の未納期間になることもありますので、必ず届け出してください。

必要な届け出の一例です。くわしくはお問い合わせください。

「必要なもの」の共通事項

- 年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード（マイナンバー通知書は不可）のいずれかが必要になります。
- 前記がない場合、窓口では別途本人確認書類が必要です。
- 「必要なもの」がお手元がない場合などご不明な点は、巻末のお問い合わせ先にご相談ください。

年金の加入など	届け出先 (いずれか)	必要なもの（一例）
退職などにより厚生年金・共済組合の資格を喪失した ※扶養している配偶者がいるときは、一緒に届け出を	市役所 年金事務所 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の年金手帳 ●配偶者の年金手帳 ●退職年月日のわかる書類（厚生年金・健康保険資格喪失証明書など）
厚生年金・共済組合加入の配偶者に扶養されなくなった ※離婚や配偶者と死別、収入が増えたときなど	市役所 年金事務所 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の年金手帳 ●抹消等の該当年月日のわかる書類（厚生年金・健康保険資格喪失証明書など） ※離婚の場合は離婚日記載の戸籍謄本など
厚生年金・共済組合に加入した ※扶養している配偶者がいるときも同様	市役所や年金事務所で手続きは不要です。 勤務先へお問合せください。	
配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになった ※結婚した、収入が減ったときなど		

海外へ転出する	市役所 年金事務所	【任意加入を希望する日本国籍の人】 ・年金手帳 ・預金（貯金）通帳 ・金融機関届出印 【任意加入を希望しない人・外国籍の人】 ・年金手帳
海外から転入した ※海外で国民年金を任意加入していた人を含む ※すでに厚生年金・第3号国民年金に加入している人は不要	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳
国民年金に ・任意加入する ・任意加入をやめる	市役所 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●預金（貯金）通帳 ●金融機関届出印

国民年金保険料の免除など	届け出先 (いずれか)	必要なもの（一例）
保険料の免除申請をする（申請免除） ※学生の人は学生納付特例	市役所 年金事務所 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●離職票または雇用保険受給者証など
学生期間の保険料納付を猶予する（学生納付特例）	市役所 年金事務所 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証または在学証明書など
国民年金第1号被保険者の出産（産前産後期間免除） ※死産・早産・流産の場合はご相談ください	市役所 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●母子手帳（出産前に届出される方のみ）など
生活保護（生活扶助）の開始・廃止（法定免除） ※日本国籍の人に限り	市役所 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●生活保護開始（または廃止）証明書など ※自治体によって証明書類の名称は異なります
障害年金1・2級を支給されることになった（法定免除）	市役所 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●障害年金証書
国立ハンセン病療養所等に入所している（法定免除）	市役所 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●入所期間記載の証明書など